

箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助金

ご案内

【問い合わせ先・提出先】



箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局 保育幼稚園利用室
〒562-0003 大阪府箕面市西小路4丁目6番1号
箕面市役所 別館2階(子ども総合窓口)
電話番号:072-724-6791 FAX番号:072-721-9907

箕面市独自の制度として、多子世帯の保育料にかかる経済的負担を軽減するため、0～2歳児が認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む)を利用した場合の保育料について、認可保育園と同等の多子軽減を実施できるよう第2子以降の保育料を補助します。

1. 対象者

以下のすべての要件を満たすかた

- ①就学前の子どものうち最年長を第1子とし、第2子以降となる0～2歳児
※市区町村税所得割額が77,100円以下の世帯の場合、生計が同一のきょうだい(成年に達している子を含む)から数えます。
- ②児童・保護者ともに箕面市に住民登録があり、かつ居住しているかた
※利用する保育施設等の所在地は、箕面市内・市外を問いません。
- ③対象者の子どもの保護者いずれもが月64時間以上の就労をしている
- ④市民税課税世帯
※市民税非課税世帯は施設等利用給付認定3号(新3号)の対象です。
詳細は右の二次元コードより市ホームページをご確認ください。



2. 補助対象施設

※以下のうち、福利厚生施設である事業所内保育施設や院内保育施設、または一時預かりの専用施設等を利用している場合は対象となりません。

●幼児教育・保育の無償化対象となる認可外保育施設

※箕面市外の施設も対象です。無償化の対象施設は、施設所在市区町村ホームページでご確認ください。箕面市内の施設は右の二次元コードからご覧いただけます。

●企業主導型保育事業

※企業主導型保育事業の地域枠利用者が対象です。



3. 補助金額(月額)

利用保育施設	クラス	小学校就学前子ども	
		第2子	第3子以降
認可外保育施設	0・1・2歳児	21,000円 を上限に補助	42,000円 を上限に補助
企業主導型保育 施設	0歳児	18,550円 を上限に補助	37,100円 を上限に補助
	1・2歳児	18,500円 を上限に補助	37,000円 を上限に補助

補助の対象となるのは、施設に支払った利用料から対象外費用※を除いた金額に限ります。

※対象外費用：日用品、文房具、行事参加費、給食費、通園送迎費など

4. 補助金の申請方法

◆補助金の支払いを受けるまでの流れについて

利用料等は一旦園にお支払いください。お支払い後は4か月ごとに以下の手続きのうえ、補助の対象となる金額を、市が指定の口座に振り込みます。

◆補助金の申請方法

補助金の支払いを受けるためには、以下の申請期間に、提出必要書類を子ども総合窓口へ提出してください。郵送で提出する場合は、「郵送申込用提出書類等チェックシート」に記入のうえ、簡易書留・特定記録郵便・レターパックなど追跡確認可能な郵便で提出してください。

◆申請期間

保育施設の利用期間		保護者から市への申請期間	市からの支払時期
第1期	令和7年4月～7月	令和7年8月1日から8月31日	令和7年9月末頃
第2期	令和7年8月～11月	令和7年12月1日から12月28日	令和8年1月末頃
第3期	令和7年12月～令和8年3月	令和8年4月1日から4月30日	令和8年5月末頃

※利用月の月末までに払った保育料が対象です。

※申請期間内に必ず申請してください。

◆受付日時

月曜日から金曜日及び第2・第4土曜日の午前9時00分～午後5時00分
(祝日、12月29日から1月3日を除く。3月・4月は毎週土曜日開庁。)

提出先：〒562-0003 箕面市西小路4-6-1

箕面市役所 別館2階 子ども総合窓口

◆提出必要書類

- ① 箕面市補助金交付申請書兼補助事業実績報告書
- ② 在園していること及び月額保育料が確認できる書類
- ③ 保育料を支払った金額が確認できる領収書
- ④ 箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助請求書
- ⑤ 算定基準年度の課税証明書

※基準日時点で箕面市に住民票があり、市で税情報の確認することに同意していただけるかたや、年度内の申請時に提出し、内容に変更のないかたは省略できます。

利用月	算定基準年度	基準日
令和7年4月～8月	令和6年度市区町村民税 (令和5年中の収入)	令和6年1月1日
令和7年9月～令和7年3月	令和7年度市区町村民税 (令和6年中の収入)	令和7年1月1日

⑥ 保護者いずれもが「就労」していることを証明する書類

就労証明書は右の二次元コードからダウンロードできます。

※同じ年度内の前の申請時に提出し、内容に変更のないかたは省略できます。



就労形態	提出書類	補足事項
被雇用	① 就労証明書(就労先にて証明を受けてください)	
自営業等	① 就労証明書(事業主がご記入ください) ② 源泉徴収票または確定申告書(控)第一表及び第二表等、事業による収入を確認できるもののコピー ※②がない場合、A～Fのいずれか1点	② 提出できない場合、以下のA～Fのいずれか1点をご提出ください。 A. 税務署に提出されている「開業届出書(控)」 B. 保健所等から交付される「営業許可証(写)」 C. 法人設立届出書 D. 履歴事項全部証明書 E. 青色事業専従者給与に関する届出書(自営専従者の場合) F. 店舗予定地の賃貸借契約書や開業経費の支出明細等(自営業開業予定の場合)

⑦ 就労実績4か月分(就労証明書の就労実績欄または給与明細のコピー)

※給与明細がインターネットでのみ確認可能な場合、必ず画面のコピーを印刷の上、ご提出ください。

⑧ 本人確認書類(運転免許証等)

※来庁の場合は窓口でご提示ください。郵送の場合はコピーをご提出ください。

※公的医療保険の被保険者証のコピーを提出される場合は、被保険者証の記号・番号、二次元コードを見えないようにマスキングした上で、コピーをとり、ご提出ください。

⑨ 郵送申込用提出書類等チェックシート(郵送のかたのみ必要)

※郵送の場合、申請期間内に必着です。土曜日・日曜日・祝日は、すべての郵便物(簡易書留・特定記録郵便・レターパック・速達を含む)が届きませんのでご注意ください。

5. 記入例

◆箕面市補助金交付申請書兼補助事業実績報告書

様式第4号の2(第14条の2関係) 令和8年3月31日

箕面市補助金交付申請書兼補助事業実績報告書

(宛先) 箕面市教育委員会教育長

申請者 住 所 箕面市西小路●丁目●番●号
氏 名 箕面 ゆずる
(団体の場合はその名称及び代表者)

令和●年度箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助金の交付を受けたため、箕面市補助金交付規則第14条の2第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記	
1 補助事業の名称	認可外保育施設利用者補助事業
2 補助事業の目的	多子世帯の保育料にかかる経済的負担を軽減するため
3 補助事業の内容	0～2歳児の認可外保育施設専利用者への補助
4 交付申請額	168,000 円
5 補助事業の完了年月日	令和8年3月31日
6 補助事業の事業結果	別紙のとおり
7 補助事業の効果	多子世帯の保育料にかかる経済的負担の軽減
8 添付書類	・ 住居していること及び月額の保育料が確認できる書類 ・ 保育施設に支払った保育料の金額が確認できる領収書 ・ 課税証明書 ・ 令和7年1月1日時点で箕面市に住居があり、市で税情報を確認することに同意します。 □ 過去2期分の申請時に令和6年度の課税証明書を提出しており、内容に変更はありません。 ・ 保護者のいずれもが「就労」していることを証明する書類 □ 令和7年度中の申請時に就労証明書を提出しており、内容に変更はありません。 ・ 就労実績4か月分がわかる書類(給与明細のコピーなど) □ 就労実績は、就労証明書の就労志願欄に記載されています。

※申請事項に虚偽が事実となった場合は、補助金の返還を求めます。

申請者は振込みを希望する口座名義と同じ保護者にしてください。

添付書類を確認してください。
課税証明書や就労証明書を省略する場合は、当てはまるチェック欄にレ点を付けてください。

◆箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助金請求書

令和○年度箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助金請求書

請求金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
					¥	1	6	8	0	0	0

(宛先) 箕面市教育委員会教育長
上記の金額を請求し、下記口座に振込を依頼します。

令和○年○月○日

住所 箕面市西小路●丁目●番●号

申請者氏名 箕面 ゆずる

申請者連絡先 ●●●●-●●●●-●●●●

児童氏名 箕面 もみじ (生年月日: 令和○年○月○日)

振込口座

金融機関名	〇〇 銀行・信用金庫・信用組合 農協・労働金庫・()
預金種別	△△ 支店・出張所
口座番号	普通 当座・貯蓄・その他()
口座名義 (カタカナ)	1234567
	箕面 ゆずる

* 訂正が生じた場合は、一筆横書きで訂正してください。請求金額の訂正はできません。
* 振込口座名義は請求者名と同一のものに限ります。

但し、箕面市認可外保育施設等多子世帯保育料補助金第○期分(令和○年○月分～令和○年○月分)として

申請者と振込口座名義は同じ保護者にしてください。